

## 福島第一原発事故に係る健康調査について（要請）

### ○福島県県民健康管理調査の現状について

- ・ 福島第一原発事故による健康影響の調査として、福島復興再生特措法に基づき福島県が自治事務として県民健康管理調査を実施中。しかし、以下の問題点が存在。
- ・ 対象者が福島県民に限られ、周辺県の住民は対象外。
- ・ 目的が不安解消とされ、放射線の影響は極めて少ないことを前提。
- ・ 健康診査の対象者は避難区域等に限定。内部被ばく量検査も行われず。
- ・ 甲状腺検査の結果開示・説明が不十分。
- ・ 実施主体となっている福島県立医大のこれまでの対応への住民の不信感の高まり。

### ○公明党ほか提出の健康調査事業実施法案について

- ・ 健康調査事業実施法案には下記の点が盛り込まれており評価できる。
  - 国の社会的責任に基づく健康調査事業の実施責任を明記。
  - 都道府県による健康調査は法定受託事務化。
  - 対象者を被ばく放射線量で定義、福島県民に限定せず。
  - 千五百億円の予算措置を明示。
  - 健康診断結果の通知を法定。
- ・ 一方でいくつかの課題も残る。
  - 対象者の指定基準となる被ばく放射線量の設定を政令に委任。
  - 内部被ばくへの配慮が言及されず。
  - 甲状腺がん以外の健康診断の対象となる疾病の指定を政令に委任。
  - 現行の県民健康管理調査への不信感への手当が盛り込まれておらず。
  - 健康調査の説明責任確保のための方策が盛り込まれておらず。

### ○健康調査の充実に向けて（要請事項）

- ・ 原発事故子ども・被災者支援法は被災者の定期的な健康診断を規定（法第13条第2項）。
- ・ 健康調査事業実施法案を、基本法である被災者支援法と整合した実施法として位置づけしなおし、上記の課題を修正した上で早期に立法化すべき。

#### 本件についてのお問い合わせ先

東京駿河台法律事務所

TEL 03-3234-9133 FAX 03-3234-9134

弁護士 河崎健一郎

[kawasaki@surugadai.org](mailto:kawasaki@surugadai.org)

090-4831-0079

弁護士 福田 健治（主）

[fukuda@surugadai.org](mailto:fukuda@surugadai.org)

080-5681-1576